

第 8 号様式（第 27 条関係）

大磯町監査公表第 10 号

随時（工事）監査の結果について

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく監査を実施し、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成 27 年 11 月 30 日

大磯町監査委員 高野澤 均

大磯町監査委員 高橋 英俊

1. 監査対象工事

大磯駅前自転車等駐車場建設工事

2. 監査実施日

平成 27 年 10 月 2 日（金） 午前 9 時～午後 3 時 30 分

3. 監査の目的及び方法

平成 27 年度監査方針において、随時（工事）監査は、計画、設計積算、契約、工事施工等、事務的及び技術的な観点から、適正、適法に行われているか、などについて監査を実施するとしている。当該監査にあたっては、対象工事の財務上及び技術上の執行手続きが適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、また、技術的かつ専門的な観点での検査を行うため、特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラムと委託契約を締結し、技術士の派遣を求めて実施した。

当日は、午前に工事を所管する町民福祉部町民課を中心に、実施設計・工事監理事業者、工事請負事業者に対しても質疑、書類調査を行い、午後は、工事請負事業者に対しての質疑、書類調査や施工状況の確認を行った。

4. 監査の結果

技術士の業務報告書を受け検討した結果、発注者（大磯町：所管課 町民福祉部 町民課）、基本設計事業者（日立建設設計横浜支社）、実施設計・工事監理事業者（相和技術研究所神奈川事務所、工事請負事業者（エス・ケイ・ディ大磯営業所）それぞれについて、適正に執行されているものと認められた。

技術士は、本工事の計画・基本設計、契約、実施設計、積算、工事監理、施工管理・検査において、何れも適切であるとの総括をしている。

5. 要望事項

- ・安全管理について

サイクルコンベアの高齢者の利用を想定して、特に施設運用当初期間や混雑時における指導員の配置、また、常駐管理員の巡回について検討されたい。

屋上他の手すりの高さについては、法令上問題があるものではないが、足がかりとなる部分があり、運用状況を確認のうえ必要に応じて対策を検討されたい。

出入口や施設内の通行には、利用者の利便性も考慮し、案内表示等も考慮されたい。

- ・維持・保全について

今後の各部位別の修繕状況並びに劣化状況を把握しながら、一定の周期で維持保全計画を見直し、公共施設のひとつとして全体計画のなかで進捗を図られたい。

6. 工事監査に伴う技術調査報告書

技術士から提出された調査報告書は別紙のとおりである。

(別紙)

大磯町監査委員 様

工事監査に伴う技術調査報告書

大磯駅前自転車等駐車場建設工事

調査日:平成27年 10 月 2 日



地域と行政を支える技術フォーラム

目 次

担当技術士一覧

まえがき	1
第1章 調査概要	1
1 調査目的	1
2 実地調査実施日	1
3 監査対象	1
4 実地調査場所	1
5 出席者	1
6 日程	2
7 調査方法	2
8 工事概要	3
第2章 調査業務内容	4
1 計画・基本設計	4
2 契約	6
3 実施設計	7
4 積算	9
5 工事監理	10
6 施工管理・検査	10
第3章 総合評価	13
むすび	13

総合管理技術士

理事長

原田 敬美 技術士（建設部門）
登録No. 24446
博士（工学）

部門統括技術士

建設委員長

岡 孝夫 技術士（建設部門）
登録No. 16663

担当技術士

会員

西角井 造 技術士（経営工学部門）
登録No. 72375
一級建築士

NPO 法人地域と行政を支える技術フォーラム

〒106-0032

東京都港区六本木 3-14-9 妹尾ビル 4F

TEL/FAX 03-3403-2325

まえがき

本調査報告書は、大磯町との契約に基づき、標記工事に対して技術的側面についての調査及びヒアリングを行い、その適否、あるいは問題点の把握・分析を行い、改善案（助言、勧告）を提示し、工事監査参考資料として作成し提出するものである。

第1章 調査概要

1. 調査目的

本報告書は、専門技術者の立場から主として、当該工事に係る①計画、②契約、③設計、④積算、⑤工事監理、⑥施工管理・検査等に関する事項に対して調査を実施し、これらの諸事項に係る妥当性、公正性、適正性、経済性、公平性の確認と必要な助言、勧告を行うことを目的としたものである。

2. 実地調査実施日 平成27年10月2日(金)

3. 監査対象 大磯駅前自転車等駐車場建設工事

4. 実地調査場所

午前 庁舎内4階第1会議室

午後 工事現場

講評 庁舎内4階第1会議室

5. 出席者

代表監査委員	高野澤 均
議会選出監査委員	高橋 英俊
監査委員事務局長	山口 章子
監査委員事務局書記	西海 誠一

大磯町工事所管課

町民福祉部長	佐野 慎治
町民福祉部 町民課長	矢野 孝
町民福祉部 町民課町民協働係長	添田 真喜
町民福祉部 町民課町民協働係 技師	武田 貴裕

実施設計・工事監理者	
株式会社相和技術研究所	
神奈川事務所長	大木 秀泰
株式会社相和技術研究所	
設計本部 第二設計部 主任	巽 孝太郎
工事請負者	
株式会社エス・ケイ・ディ	
建築部 主任	諸星 政明
担当技術士	西角井 造

6. 日程

平成 27 年 10 月 2 日(金)

9 時 00 分	工事概要説明、書類審査、質疑
13 時 15 分	現場視察
14 時 30 分	調査終了
15 時 00 分	講評
15 時 30 分	終了

7. 調査方法

調査は、仕様書に基づき実施したものであり、その概要、手順は以下の通りである。

- ① 担当課による工事経過、概要の説明
- ② 基本計画・基本設計の調査
- ③ 契約関係書類の調査
- ④ 実施設計の調査
- ⑤ 積算書の調査
- ⑥ 工事監理状況の調査
- ⑦ 施工管理状況の調査
- ⑧ その他

以上の事項について、担当課及び関係各位からのヒアリング、質疑応答、書類を基に調査を行ったものである。

調査に使用した資料

- 1 大磯町第四次総合計画中期基本計画(抜粋)
- 2 第9次大磯町交通安全計画
- 3 基本設計資料

- 4 実施設計図
- 5 設計書（積算書）
- 6 工事工程表
- 7 入札調書
- 8 施工に関する書類
- 9 その他関連資料

8. 工事概要

工事件名 大磯駅前自転車等駐車場建設工事

工事場所 大磯町大磯 904 番 6 他 2 筆

敷地面積 1,305.88 m²

建築面積 709.76 m²

延床面積 2,413.69 m²

構造 鉄骨造、地上 2 階 塔屋 1 階 地下 1 階

発注者 大磯町

担当部署 施設所管：町民福祉部町民課

入札契約：政策総務部財政課

基本設計 株式会社日立建設設計 横浜支社

設計期間：平成 25 年 1 月 28 日～平成 26 年 3 月 17 日

設計委託費：2,130,000 円（税抜）

106,500 円（税）

2,236,500 円（税込）

実施設計 株式会社相和技術研究所 神奈川事務所

設計期間：平成 26 年 4 月 10 日～平成 26 年 12 月 19 日

設計委託費：9,100,000 円（税抜）

728,000 円（税）

9,828,000 円（税込）

工事監理 株式会社相和技術研究所 神奈川事務所

管理期間：平成 26 年 12 月 18 日～平成 27 年 11 月 30 日

管理委託費：8,500,000 円（税抜）

680,000 円（税）

9,180,000 円（税込）

工事請負 株式会社エス・ケイ・ディ 大磯営業所

契約工期：平成 26 年 12 月 16 日～平成 27 年 11 月 10 日

工事請負費：448,649,000 円（税抜）

35,891,920 円（税）

484,540,920 円（税込）

2 章 調査業務内容

1. 計画・基本設計

(上位計画の位置づけ)

本事業は、大磯町第四次総合計画 中期基本計画（平成 23 年度～平成 27 年度）の中の第 5 章「個性と魅力と活力のあるまちづくり」第 2 項「快適に移動できる交通基盤の推進」第 2 節「生活交通」の「施策の概要」「1. 生活交通への対策」「(3) 公共交通の利便性の改善」にある「ア. 駅前駐輪場の安定的な確保に向けて必要な整備を進める」、及び、第 9 次大磯町交通安全計画（平成 23 年度～平成 27 年度）の中の第 2 章「道路交通の安全」第 2 節「道路交通の安全についての対策」「Ⅱ交通安全の施策」「(4) 自転車利用環境の総合的整備」にある「自転車等の駐車対策については、駅前自転車等駐車場の安定的な確保に向けて必要な整備を推進する」に位置付けられていることを確認した。

本事業は大磯町の上位計画に基づき具体化されたもので適切である。

(計画策定の経過)

大磯駅前には、町営の自転車等駐車場が 2 ケ所あった。本事業隣接地にある東自転車等駐車場と民間から賃借している西自転車等駐車場である。東自転車等駐車場は、昭和 56 年に建築され 34 年が経過している（平成 27 年現在）。新耐震基準を満たしておらず、耐震改修が必要であることが建築年次と構造よりわかっていた。また、西自転車等駐車場の 20 年間の賃貸期限が平成 26 年 4 月までで、所有者と契約額等の見直し等について合意が得られなかった。このため、東及び西自転車等駐車場に代わる代替施設が必要となった。

今回建設された大磯駅前自転車等駐車場の用地は、当初マンション用地として民間が所有していた約 5,000 m²の土地を、駅前の自転車等駐車場建設用地や道路安全確保等の目的で平成 24 年 11 月に大磯町土地開発公社が購入し、平成 26 年 3 月に大磯町が自転車等駐車場建設用地として取得したものである。当該土地の利用方法については、町民参加の検討機関である「大磯町自転車等対策協議会」並びに「大磯駅前用地利活用検討委員会」からの答申を参考に決定されたものである。なお、いずれの機関も、町長の委嘱機関である。

また、マンション建設計画が実施されなかった背景には、周辺住民の反対運動がその一因であったとの説明を受けた。

計画策定は手順を経て、関係機関、町民、町職員他の意見を聴きながら進めており、適切である。

(利用者の意見聴取)

町民参加の「大磯駅前用地利活用検討委員会」で町民アンケートを実施し、利

利用者等から意見聴取を行った。また「大磯町自転車等対策協議会」の利便と安全等に関わる検討では、自転車等駐車場利用者アンケートや駅前利用者の動線調査を行い、2ヶ所の出入り口による交通の分散化等の提案があったとの説明を受けた。

利用者の意見聴取は適切である。

(自転車等駐車場の規模)

平成22年、23年、24年の東自転車等駐車場及び西自転車等駐車場の利用状況が調査・集計されている。東西両自転車等駐車場の自転車・原付・自動二輪の合計収容台数は1,500台程度である。利用状況から算出された空台数は、平成24年で36台である。また、平成23年、24年、25年のキャンセル待ち状況は月平均で22台である。なお、現状の自転車等の違法駐車は10台に満たないことが確認されている。

以上等の状況から、自転車1,168台、原付302台、125cc以下の自動二輪35台、合計1,505台の収容台数が決定された。

なお、大磯町立図書館に120台の自転車駐車を確保することが可能であることから、収容台数を1,385台として建設規模の縮小を図っているとの説明を受けた。

自転車等駐車場の収容能力の規模の決定経緯は適切である。

(自転車等駐車場の動線計画)

自転車等駐車場への自転車等の車両及び駅周辺の人の動線について検討を行った。大磯駅の1日の乗降客数は7,000名程度であり、自転車等の利用者は1,500名程度である。利用台数は、ピーク時でも1分間に4.1台程度の出入りに留まり、過密な状態ではない。

左側通行厳守を交通整備員に指導させることで対処する予定でいるが、将来的には駅前広場の整備を推進することで対応する旨の説明を受けた。

自転車等駐車場の動線計画は適切である。

(自転車等駐車場の配置計画)

当該敷地はもともと別荘地であり、築山と呼んでいる自然の地形を利用した枯山水があった。その後、企業の保養所になっていたものである。

配置計画については、基本設計で4つの案を専門家の意見等も聴取しながら検討した。その結果、建物の高さを低く抑え、前面道路から4m後退させることで築山等の地形に合わせた建物形状として、景観に配慮した配置計画とした。

自転車等駐車場の配置計画は適切である。

(維持保全)

基本計画時に計画修繕について検討を行い、実施設計時に30年の期間設定で長

期修繕計画を策定し、自転車等駐車場の新使用料金の策定にも反映させている。

見直しについては、経済状況の変化に応じて行っていく予定であるとの説明を受けた。

維持保全計画の立案については概ね適切であるが、運用後の見直し方法について運用部門に引継ぎを行う等することがより適切である。

(まとめ)

事業は上位計画に基づき実施され、基本計画、基本設計の内容は全体として適切である。長期的修繕計画等維持保全については運用部門に適切に引継ぐことに配慮されたい。また、県道側出入り口と町道側出入り口は自転車、原付、自動二輪のいずれも出入り可の動線計画であるが、交錯する可能性が考えられる。運用の初期段階で利用状況を確認の上、必要に応じた制限等の検討が望まれる。

2. 契約

(基本設計)

基本設計業務の委託は、意向確認型指名競争入札で行われた。

東京都と神奈川県の実業所を設置する上位 30 社に対して意向を確認した。その結果、10 社から入札があり、1 社が不着であった。設計金額 3,280,000 円(税抜)、予定価格 3,276,000 円(税抜)に対し、落札金額 2,130,000 円(税抜)で株式会社日立建設設計横浜支社に決定した。落札率は 65.0%である。

基本設計の選定方法は適切である。

(実施設計)

当初、基本設計図を実施設計に適切に反映できる株式会社日立建設設計横浜支社の随意契約を予定していた。見積もり合わせの結果不調に終わった。2 回目の見積もり合わせを実施しようとしたところ、辞退の申し出があった。

このため、通常型指名競争入札として行うことになった。東京都と神奈川県の実業所を設置する上位 30 社の内 19 社から入札があった(9 社辞退、2 社不着)。その結果、設計金額 10,140,000 円(税抜)、予定価格 10,140,000 円(税抜)に対し、最低価格は株式会社相和技術研究所神奈川事務所の 7,700,000 円(税抜)であった。落札率が 75.9%と 80%以下であったため、電話にて内容を確認し、最終的に 7,700,000 円(税抜)で株式会社相和技術研究所神奈川事務所に落札した。

実施設計の選定方法は適切である。

(工事施工)

一般競争入札(標準型)とした。建築一式工事 A ランクの事業者の内、県内に事務所を持ち過去 10 年間に官公庁非木造建築工事の元請実績のあることを条件とした。入札参加 6 社の結果、4 社より応札があり、2 社が辞退した。設計金額

449,700,000円(税抜)、予定価格449,000,000円(税抜)、調査基準価格404,730,000円(税抜)、失格規準価格319,287,000円(税抜)に対し、落札額427,000,000円(税抜)にて、株式会社エス・ケイ・ディ大磯営業所に決定した。落札率は95.1%である。

なお、最終的な契約金額は、落札額427,000,000円(税抜)に、サイクルゲート21,649,000円(税抜)の追加工事を含む448,649,000円(税抜)である。

工事施工会社の選定方法は適切である。

(契約保証)

東日本建設業株式会社で前金払分の50,000,000円に対して金銭的保証を付保している。(平成26年12月16日～平成27年3月31日)

契約保証は適切である。

(遅延の際の規定)

請負契約約款第24条に1日について工事請負契約の1,000分の2の金額の違約金についての記載がある。また第15条に天変地異等の不可抗力とやむを得ない場合についての考慮についての記載がある。今回、当初工期より完了が2ヶ月程度延びているが、これは地盤が複雑で杭の設計変更が生じたことと、近隣要望等により朝の通学時間帯に工事車両の通行抑制が発生したことを原因とする。これは、約款第15条の不可抗力を原因とするものとして町民福祉部町民課とは協議が完了しており、約款第24条の適用除外項目となっているとの説明を受けた。なお、工期延長に伴う工事金額の増加はない。

契約保証並びに工期の遅延承認の手続きは適切である。

(まとめ)

業者の選定方法は適切である。しかし、基本設計の落札率は65.0%と低額であった。品質確保の視点などから今後低額落札が生じないように、業務内容のより適切な説明を検討されたい。なお、契約保証については適切で、遅延の際の規定とその運用についても、工事品質と安全の確保の観点から適切である。

3. 実施設計

建築設計図書は全体として積算、施工に必要な内容が描かれている。

確認事項は以下の通りである。

A-05図に配置図と案内図がある。配置図には前面道路が描かれておらず、案内図は町役場との位置関係を表すために縮尺率の大きな図面となっている。いずれも駅前の前面道路の安全計画を検討するには縮尺が適当でない。事前打合せの段階で安全計画を検討したとの説明を受けたが、現場が始まってから近隣等からの要望が出ることもあるため、設計図書で安全計画が検討できるよう、前面道路や

駅前広場、周辺建物等が記載された縮尺の図面を載せることを検討されたい。

A-08 図の特記事項に塩害対策の特記がないが、海岸から 2 km 以内の塩害対策地域であるため、露出する主要構造材料については溶融亜鉛メッキ仕様とし、照明関係やポンプ等の耐久消費材は費用対効果を考慮して普通品とした旨の説明を受けた。更新を前提に仕様を決定した普通品については計画修繕での更新等の計画を読み込まれたい。

A-08 図の内部仕上げで、2 階・屋上の自転車置場床が下地：直均し A 仕上：刷毛引きとなっている。防水については、デッキプレートを構造材として膨張剤を混和したコンクリートとすることで、ひび割れの誘発を防ぎ防水性能を確保したとの説明を受けた。1 年、2 年の定期点検等でひび割れならびにそれらを原因とした漏水等の発生の有無を点検されたい。また、スロープと階段以外は防滑性能がそれほど求められないため、コテ仕上げに変更したとの説明を受けた。竣工図書の修正を確認されたい。

A-08 図に記載のある、泡消火機械室下ピットの消火水槽内壁及び床は珪酸質防水仕上げとなっており適切である。

A-14 図のピット釜場は深さが 500mm 程度と浅く計画されている。湧水の発生が少ないことが想定されたために排水ポンプは常設されない。費用対効果の考え方ができおり適切である。すべてのピットに入ることができる構造となっているため、1 年、2 年の定期点検等で湧水の発生の有無を確認の上、万が一湧水が確認された場合は、定期の点検、並びに適宜の排水の計画をされたい。

A-20 図にサイン計画にカーブミラー等の設置が記されていない。死角がないため不要との判断によるとの説明を受けた。運用開始前に現場で確認し、カーブミラーが必要ないかを確認されたい。

A-20 図の駐車区画の近傍に VP 管 $\Phi 75$ の堅樋の設置が認められる、原付・自動二輪等がぶつかった場合、上下の中継ドレンだけの支持では破損の危険がある。中継ドレンの直上・直下で 90 度継手により柱際に位置をずらして上下を支持金物で固定する施工方法をとったとの説明を受けた。構造的にしっかりと固定され、ぶつけられる可能性も低下し適切である。

A-20 図のバイク置場サイズが 2,000mm×900mm で計画されているが、排気容量 125cc 以下しか利用できないものと規定されているため、サイズとして適切である。また、3 人乗り自転車への対応を考慮して平置き自転車駐車スペースを 8 台確保している。使用実態を調査した上での台数設定との説明を受けた。駐車スペースの大きさの検討は適切である。

A-29 図他のサイクルコンベアは「大磯町自転車等対策協議会」の要望に沿って設置されたものである。各層の間のスロープの途中に踊り場を設け、装置を二分

割して配することで、緊急停止ボタンもそれぞれの装置の昇り口と降り口の2ヶ所ずつに配置されている。指導員も配置する計画とのことであるが、ご年配の方が転倒する可能性もあるため、運用面には十分注意されたい。

A-34 図のバイク置場へのバイクの動線と自転車置場への自転車の動線は分けて計画していないとの説明を受けた。原付とバイクは県道側から、自転車は町道側からが主となると想定しているとのことであるが、実際にどのように使われるかはわからない。運用開始時に注意して使用状況を確認の上、必要に応じて原付・バイクと自転車の進入出動線の分離もしくは制限等を検討されたい。

E-07、08、09 図の各階のバイク置場・自転車置場の天井の照明はA点灯とB点灯が交互に設定されている。地下部分や壁に囲まれている部分は日中でも薄暗くなる可能性がある。運用前に実態に即した点灯区分になっているか確認の上、必要に応じて点灯区分の変更を再検討されたい。

なお、自転車等駐車場の塔屋屋上には太陽光発電設備が設置されており、当該施設の昼間の照明の半分程度の電力を賄う計画になっている。省エネルギー対策として適切である。

(まとめ)

実施設計図書は積算、施工をするのに十分な内容が描かれている。

ただし、文中にも記述したように、一部に運用前もしくは運用後の検討課題がある。実施設計図書に周辺建物や前面道路・広場との関係が容易に把握できる縮尺の図面がなく、安全計画のためにも、これらが把握できる図面の添付が望まれるところである。

4. 積算

(積算の方法)

積算の方法は、神奈川県公共建築工事積算基準平成26年(神奈川県土整備部営繕課)、公共建築工事標準単価積算基準平成26年度版(国土交通省大臣官房官庁営繕部)などに記述されている方法に基づいた。刊行物にないものについては製品価格に0.6~0.7の掛け率を乗じて積算している。

15 ページの人通孔補強材工一式は、9箇所の人通孔を対象としており、同ページの梁貫通孔補強材工一式は、φ75mm貫通孔6箇所、φ100mm貫通孔15箇所、φ150mm貫通孔17箇所、φ200mm貫通孔2箇所であり、メーカー既製品ではなく在来工法を採用したとの説明を受けた。

21 ページと22 ページに、3,177 m²の同数量で、工場錆止め塗装 JIS K5674 2回塗と、現場錆止め塗装 JIS K5674 2回塗の表記があるが、JIS K5674 仕様の錆止め仕様の内、1回目の塗装を工場で実施し、2回目の塗装を現場で実施すること

との説明を受けた。備考欄に「JIS K5674 2 回塗りの内、1 回目工場施工」「JIS K5674 2 回塗りの内、2 回目現場施工」等を記載されたい。

52 ページの解体撤去工事の対象は、アスファルト、砕石路盤、L 型側溝、コンクリート柱、フェンス、ガードレール、丸太、竹木等であるとの説明を受けた。

60 ページの山留 親杭横矢板工法 切梁 2 段 1 式工事は、周長 130m、親杭は 150 mm×150mm×4,500mm の H 鋼 10 本と 150mm×150mm×11,000mm の H 鋼 20 本を用いたものであるとの説明を受けた。

61 ページのリヴ付き鋼管 SKK ϕ 1.0m $t=9$ mm $L=3.0$ m は基礎の杭頭に用いたと説明を受けた。

69 ページの建設発生土 2,792 m³ は本棟部分の掘削土等のボリュームを算出した数値であり、72 ページの建設発生土 644 m³ は路盤、排水、植栽その他の外構工事で発生する掘削土のボリュームを算出した数値であるとの説明を受けた。

(まとめ)

積算の方法、内容は適切である。

5. 工事監理

工事監理は、工事監理受託会社が担当した。

監理業務については「監理業務計画書」に基づき、毎週 1 回の定例会並びに各種検査を実施している。

設計変更は、施工者から逐次提出され、書類による承認記録がとられた。具体的な設計変更項目は、地下ピットの埋め戻し中止(点検可能なピットとした)、現場打ちコンクリート杭の変更(地盤の状況に応じた杭長の変更等)、下水道課と協議の上でのオイルトラップ取り止め、木調ルーバーの部分的な変更等であるとの説明を受けた。竣工図書へ反映されたい。

定例会議事録等の監理記録書類を確認した。

(まとめ)

工事監理は適切にされている。

6. 施工管理・検査

(進捗状況)

9 月末現在、修正全体工程の予定 90% に対し、予定通りの進捗である。3 週工程表を確認した。

(施工体制)

施工要領書、現場代理人監理技術者、技能士の資格証明書を確認した。

施工体制は適切である。

(近隣対応)

近隣説明会として、平成 27 年 1 月に小学校、中学校、幼稚園で工事説明会を開催した。また、近隣地区を対象として大磯町役場において工事説明会を開催し、更に隣接する 4 軒と観光協会、交番、駅に対する工事説明会を別途開催したとの説明を受けた。

(安全対策)

安全衛生日誌、新規入場者教育の記録、K Y 活動の記録を確認した。

ガードマンを車両の出入りのある出入り口側に 1 名配置することを原則とし、両面の出入り口で搬出入がある場合は 2 名体制としたことについて説明を受けた。

(環境対策)

排気ガス対策型の建設重機、低騒音低震動の建設重機の使用したことの説明を受けた。

(作業現場)

最大約 20 名が従事。休憩用の仮設小屋、喫煙所、仮設トイレ、手洗い場を設けたと説明を受けた。また、作業員の休憩用仮設小屋にエアコンを設置し、塩飴やウォータークーラーを配置する等、現場の安全衛生環境対策を実施したとの説明を受けた。

(諸手続き)

建築基準法の確認済証、現場代理人届、平塚労働基準監督署の適用事業者報告その他の書類を確認した。

建築基準法による確認済、建設業許可票、労災保険関係成立票、鉄骨製作工事名表示等の法定掲示物を確認した。調査実施日及び前日の爆弾低気圧対策として一部標識が外されていた。再掲示されたい。

(建設副産物)

マニフェスト帳票のファイルを確認した。建設副産物処理は適切である。処理途中の帳票があるので、後日、整理をされたい。

(施工現場)

屋上他の手摺高さが床立ち上がりから $H=1,110\text{mm}$ で設計されており、現場の仕上がりも概ね $H=1,110\text{mm}$ である。これら手摺は溶融亜鉛メッキ仕上げの手摺子形状であるが、支柱間にある手摺子を支える横架下鋼材が足掛かりになる。建築基準法施行令第 126 条の「屋上広場または 2 階以上の階にあるバルコニーその他これに類するものの周囲には、安全上必要な高さが 1.1m 以上の手すり壁、さくまたは金網を設けなければならない」の条件は満たしているが、屋上の海側を「屋外テラス」としていることもあるので、運用状況を確認の上、必要に応じて対策の検討が望まれる。

県道側出入り口と町道側出入り口は自転車、原付、自動二輪のいずれも出入り可とする計画であるが、現場を確認したところ、自転車等駐車場を利用する歩行者も含めた動線が交錯する可能性が考えられる。このため、運用の初期の段階において利用状況を確認の上、出入りの区分等の制限について検討が望まれる。

サイクルコンベアを設置するスロープは、比較的緩勾配となっているが、ご年配者の利用を想定して、特に施設の初期運用段階で指導員等を配置し、転倒の可能性の確認ならびに緊急時の停止操作が即時行える体制として臨むことの検討が望まれる。また、イベントが催される場合は、いつもと違う利用者が自転車等駐車場を使うことも考えられるので、指導員等の配置の検討が望まれる。

鋼材の耐火被覆がぶつけ等により欠損している部分が3箇所あったが、現場代理人にて確認済みであり、補修の手配ができているとの説明を受けた。

天井照明器具の配線カバーが通常のメッキ仕様であるため、錆の発生等の劣化状況を観察し、計画修繕に盛り込まれたい。

地下ピット釜場に水溜まりが見られた。雨水排水管が接続されていないための溜まり水との説明を受けた。雨水排水管が接続後に排水を行い、乾燥した状態になっているか確認されたい。

(検査)

コンクリート検査書類について確認した。150 m³ごとに検査を行い、空気量、塩化物量、スランプフロー、圧縮強度等すべて問題がなかったとの説明を受けた。

基礎地中梁の配筋検査記録書類を確認した。配筋の乱れ指摘に対する再結束の指摘並びにそれらの手直し状況の記録等について確認した。

杭支持層の確認資料を確認した。

検査は適切である。

(まとめ)

進捗、諸手続き、安全対策、各種施工成績は概ね適切である。ただし、手摺の足掛かり、出入り口の区分、サイクルコンベアについて運用状況を確認の上必要に応じて対策の検討が望まれる。

第3章 総合評価

今回の調査における総合評価は、以下の通りである。

1. 計画・基本設計

本事業は上位計画に基づき計画されている。関係者の意見を反映し基本計画、基本設計が策定された。基本設計の内容は適切である。今後も公共事業検討の際、手順を踏み多くの関係者の意見を取り入れながら、基本計画、基本設計を進められたい。

2. 契約

契約事務は全体として適切である。

3. 実施設計

実施設計図書は積算、施工をするのに十分な内容である。

4. 積算

積算は適切である。

5. 工事監理

監理は適切である。

6. 施工管理・検査

施工は、進捗、諸手続き、安全対策、各種施工成績等が適切に行われている。また、検査も適切である。

むすび

おわりに、今回の調査はサンプリング調査により実施したもので、調査範囲から得られた結果についての判断を示した。大切な公金が町民のために適切かつ効果的に使用されるよう、今後も適切な監査活動の継続を要望したい。